

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

インボイス、10月開始までの準備

買い手企業は、取引先の登録番号の 確認と経理システムへの反映を

こんにちは、高橋学です。10月からインボイス(適格請求書)制度がスタートします。インボイスは消費税の税率や税額が記された請求書などを指し、モノやサービスの売り手企業が買い手企業に発行するものです。そこで今回は、買い手企業、売り手企業それぞれにとって10月までに必要な準備と注意点を紹介していきます。

買い手企業の場合、取引先に対してインボイス登録の有無を尋ね、取引先がインボイス登録をしている場合には登録番号の確認を行います。伝えられた登録番号は「国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で検索し、正しい登録番号かを確認しましょう。そのうえで、自社の経理システムに反映させます。

インボイスは、9月30日までに登録申請すれば10月1日から発行できるため、9月中に駆け込み登録をする事業者が多い可能性があります。インボイス登録の有無をまだ確認できていない取引先があるなら、再度問い合わせをし、登録が確認でき次第、登録番号の経理システムへの反映を迅速に行い、時間に余裕をもたせましょう。

制度開始の10月1日をまたぐ ケースに買い手・売り手とも要注意

一方、売り手企業がしておくべき準備は、自社が発行する請求書や領収書などにおける消費税の端数処理の確認です。これまでは1円未満の消費税額の端数処理についてルールが定められていなかったため、「品目ごと」に端数処理をしていた企業が多かったかもしれません。しかし、インボイス制度では、1つの適格請求書につき「税率ごと」に1回の端数処理を行うため、これまで「品目ごと」に端数処理をしてきた企業は、経理システムの変更やアップデートが必要となる場合があります。ぜひ確認してください。

そして、買い手・売り手企業の双方が注意しておきたいのが、収益や費用を認識するタイミングがインボイス制度の開始日をまたぐ場合の処理です。図表2のケース①②のように、「課税資産の譲渡等(売り手にとっての収益)」と「課税仕入れ(買い手にとっての費用)」の発生が10月1日をまたぐケースでは、その取引はインボイス制度開始以前のものともみなされ、現行の区分で保存することとなります。このことを事前に理解しておかないと、消費税額を計算する際に誤りが生じる可能性もあるため、注意が必要です。 **M**

■ 図表1 買い手企業が取引先の
インボイス登録番号をシステムに
反映させる3つのステップ

| | |
|--------|---|
| Step 1 | 取引先のインボイス登録番号を 問い合わせる |
| Step 2 | 伝えられたインボイス登録番号が正しいか どうか国税庁の公表サイト*で検索する |
| Step 3 | 自社の経理システムに インボイス登録番号を反映させる |

(出所) 税理士への取材をもとに筆者作成
※国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト

■ 図表2 収益と費用の認識がインボイス制度の開始日をまたぐ
要注意ケース

ケース①

課税資産の譲渡等(売り手にとっての
収益)の時期が2023年9月30日以前、課
税仕入れ(買い手にとっての費用)の時
期が2023年10月1日以降の場合



ケース②

課税資産の譲渡等(売り手にとっての
収益)の時期が2023年10月1日以降、課
税仕入れ(買い手にとっての費用)の時
期が2023年9月30日以前の場合



区分記載請求書を保存 (適格請求書ではなく現行の請求書でOK)

(出所)『週刊税務通信』3759号・22ページ 「インボイス制度開始に向けた準備のポイント」
(著:国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室)をもとに筆者作成